

令和3年8月2日

令和3年第6回神奈川県議会臨時会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

- 1 第39回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料..... 1
- 2 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況等について..... 24

第 39 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 3 年 7 月 30 日（金） 18 時 30 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. 緊急事態宣言の発出に伴う本県の対応について
2. その他



新型コロナウイルスに係る現在の状況について 〈7月28日までのデータを反映〉

令和3年7月30日
健康医療局医療危機対策本部室

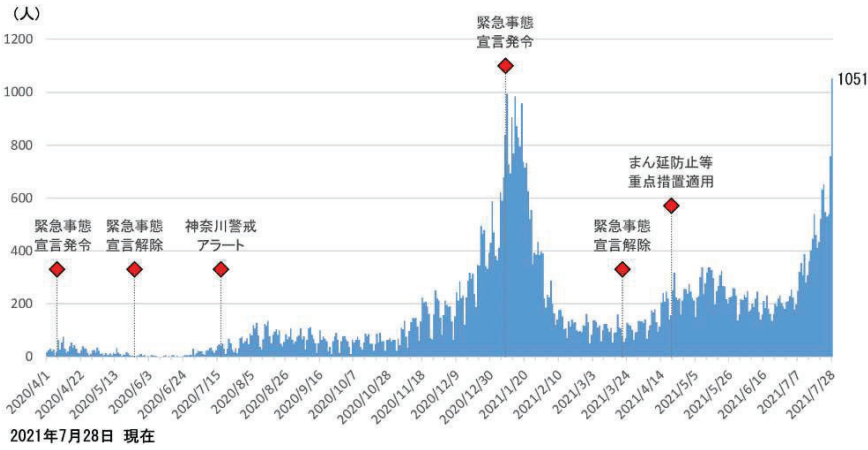
ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の 負荷	医療の ひっ迫具合	病床 全体	Ⅲ	45.53% 815床 7月29日 時点	最大確保病床 の使用率 20%以上	358床 1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率 50%以上	895床 1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.5
		重症者 用病床	Ⅲ	35.18% 70床 7月29日 時点	最大確保病床 の使用率 20%以上	39床 199床(疑似症含まない確 保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率 50%以上	99床 199床(疑似症含まない確 保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅳ	60.98人 5,622人 7月29日 時点	人口10万人当たり 全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり 全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30	
感染の 状況	PCR陽性率		Ⅳ	17.37% 7月28日 時点	5%以上		10%以上	
	新規陽性者数		Ⅳ	56.86人 5,242人 7月29日 時点	人口10万人当たり 週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり 週合計 25人以上	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ・Ⅳ	63.56% 7月29日 時点	50%以上		50%以上	

参考:病床利用率(即応病床中)
病床全体: 52.48%
うち重症: 42.42%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー

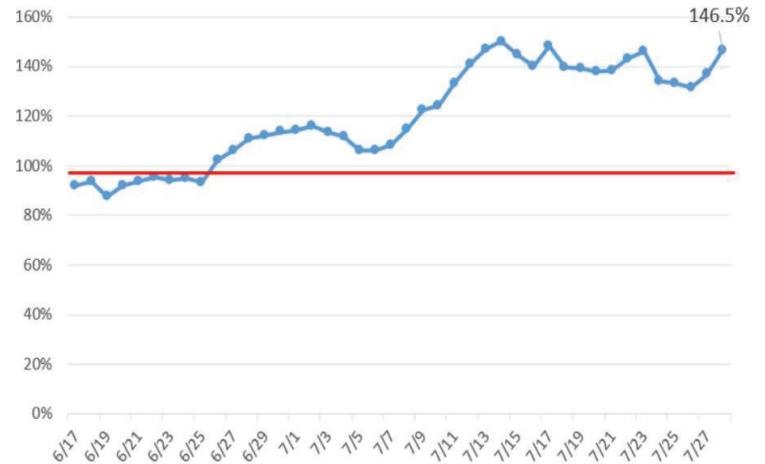
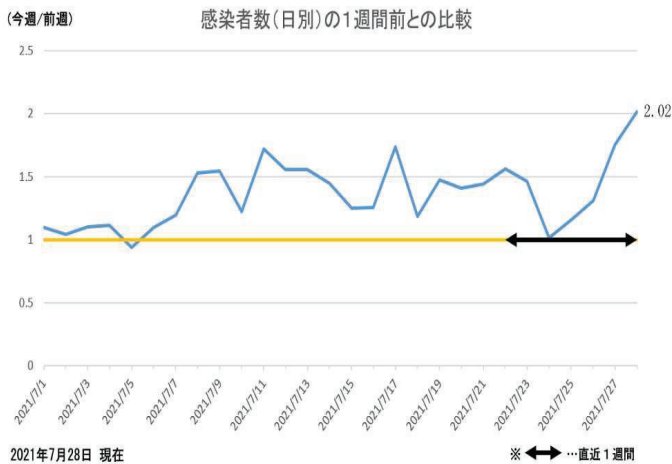


	日	月	火	水	木	金	土	週合計
5月	30	31	6/1	2	3	4	5	1422人
6月	6	7	8	9	10	11	12	1458人
	13	14	15	16	17	18	19	1277人
	20	21	22	23	24	25	26	1305人
	27	28	29	30	7/1	2	3	1480人
	4	5	6	7	8	9	10	1841人
	11	12	13	14	15	16	17	2726人
	18	19	20	21	22	23	24	3655人
7月	25	26	27	28	29	30	31	531人
	531人	540人	758人	1051人				

3

感染者数（日別）の1週間前との比較

直近1週間では前週比約40%増加し続けている

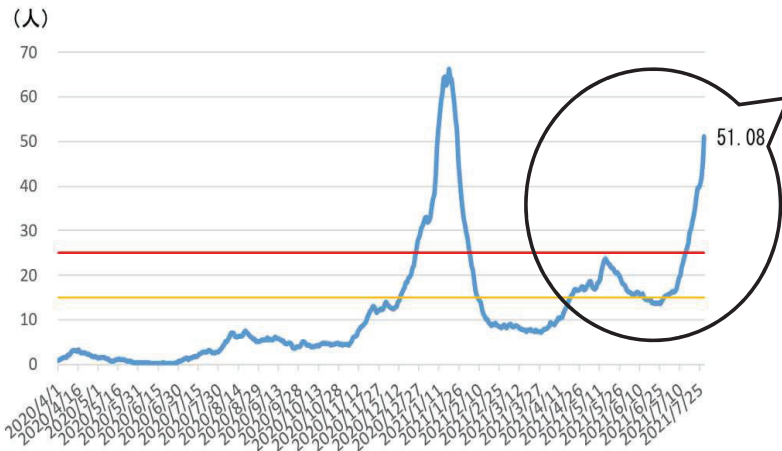


※ その日までの直近の7日間の新規陽性者数/その日の8日前の日までの7日間の新規陽性者数

4

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)

第5波の急激な増加



2021年7月28日 現在

※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算
 ※県のステージ判断指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（/週）以上であることを設定している。

5

新規感染者の推移（横浜市・川崎市・相模原市）

※下記グラフの人数には、保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

人口10万人当たりの居住地別の週合計の推移

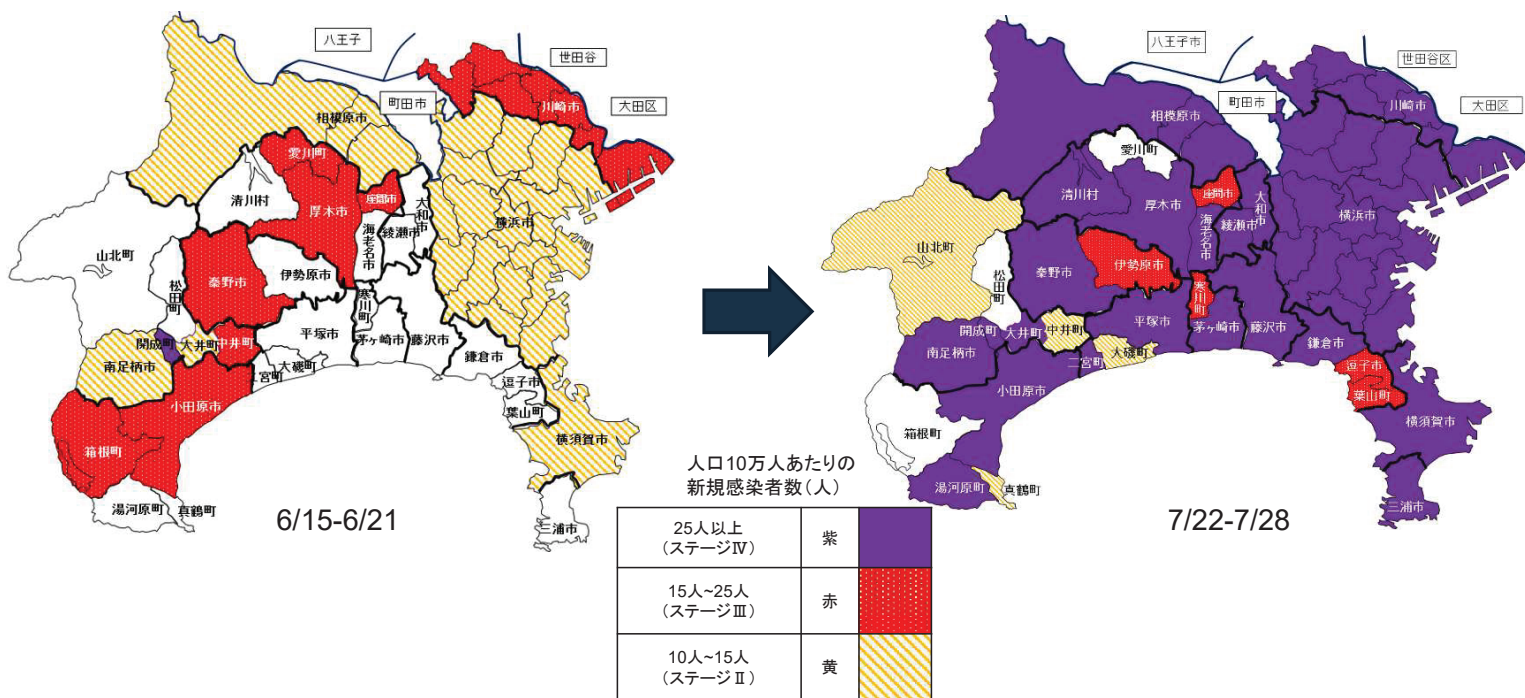


2021年7月28日 現在

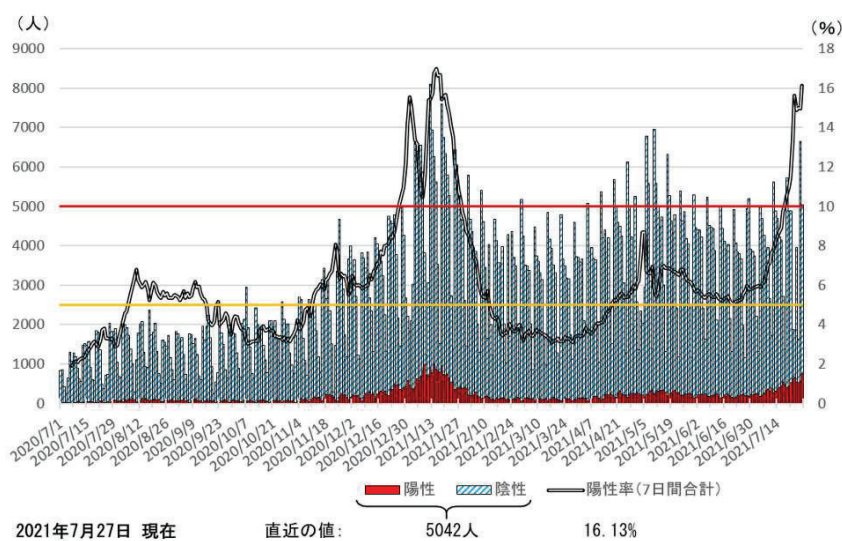
6

県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

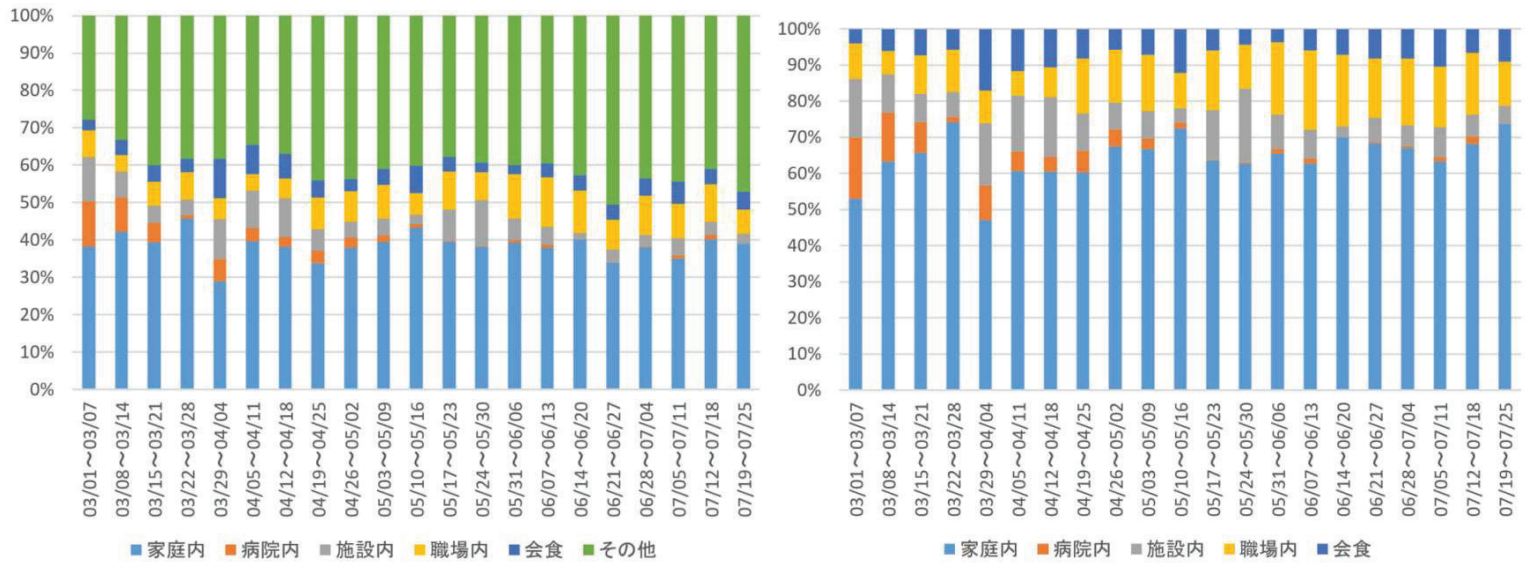


検査人数と陽性率の推移



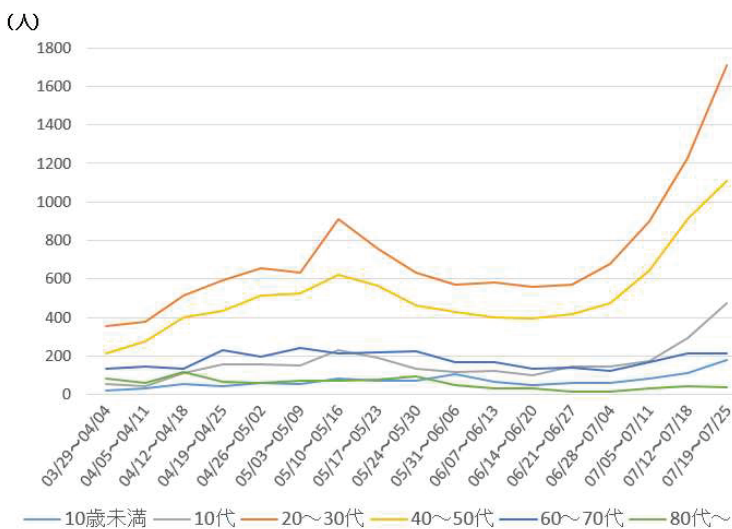
※県のステージ判断指標におけるステージⅢ移行の基準値として5%以上、ステージⅣ移行の基準値として10%以上であることを設定している。
 ※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数+陰性患者数=検査人数。陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

家庭をハブとして職場・会食・学校等の感染が世代間拡大している可能性



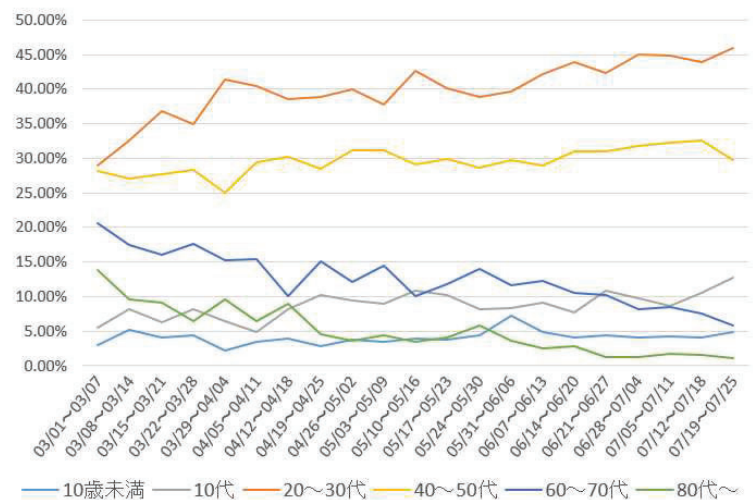
年代別感染者の推移（週別）

■ 実数ベース



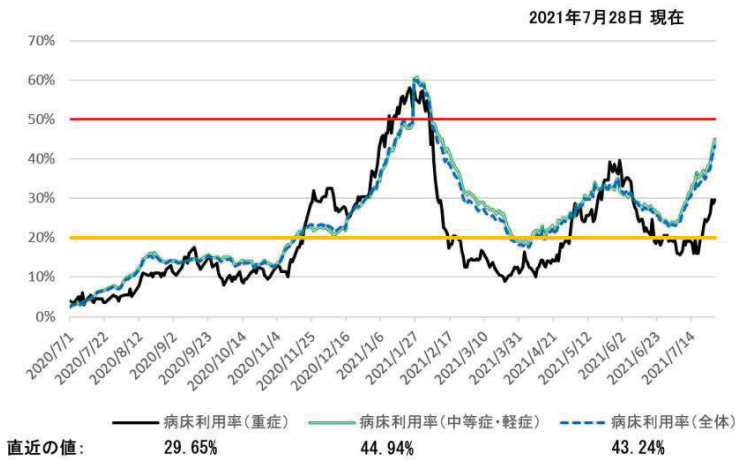
2021年7月25日 現在

■ 割合ベース



2021年7月25日 現在

■ 病床利用率の推移

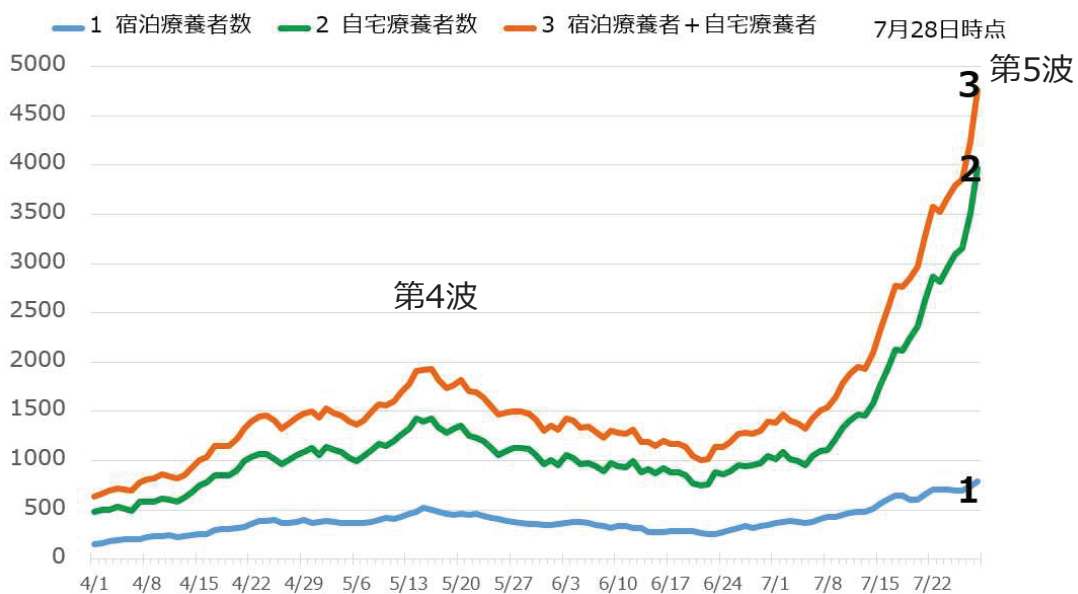


※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。
 ※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

■ 入院者数

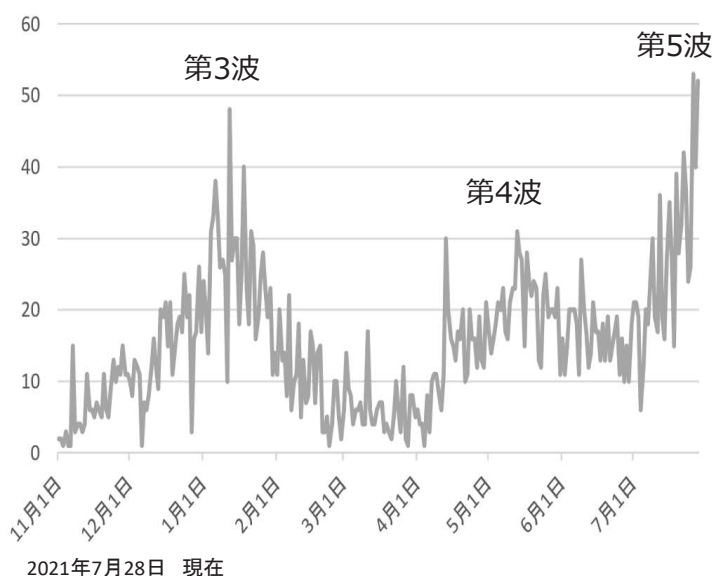


自宅・宿泊療養者数

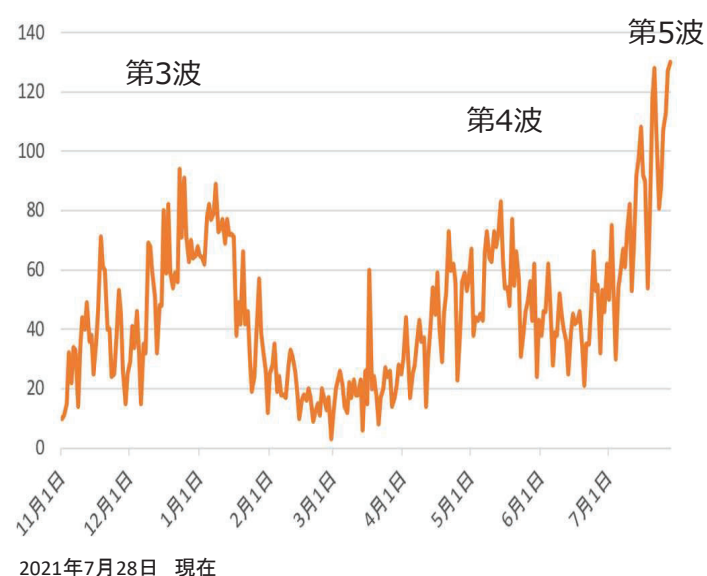


1は宿泊療養者数を、2は自宅療養者数を、3は宿泊療養者と自宅療養者の合計を示しています。

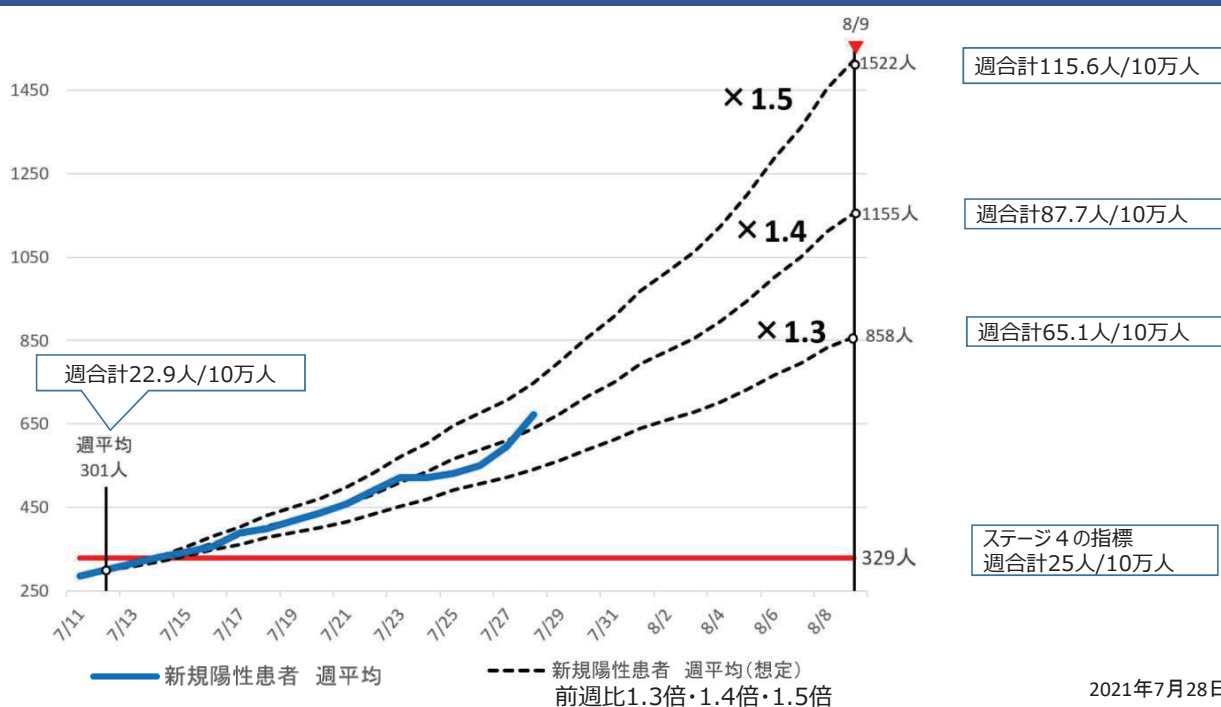
病院等への搬送調整件数の推移

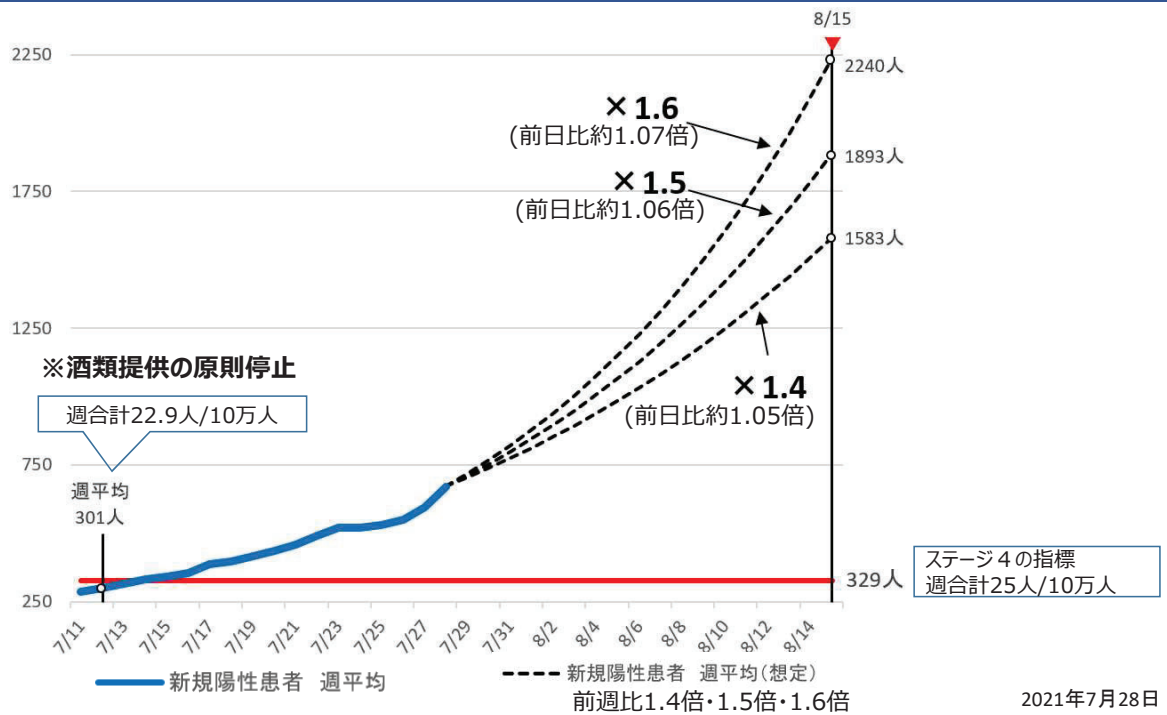


宿泊療養施設への搬送調整の推移



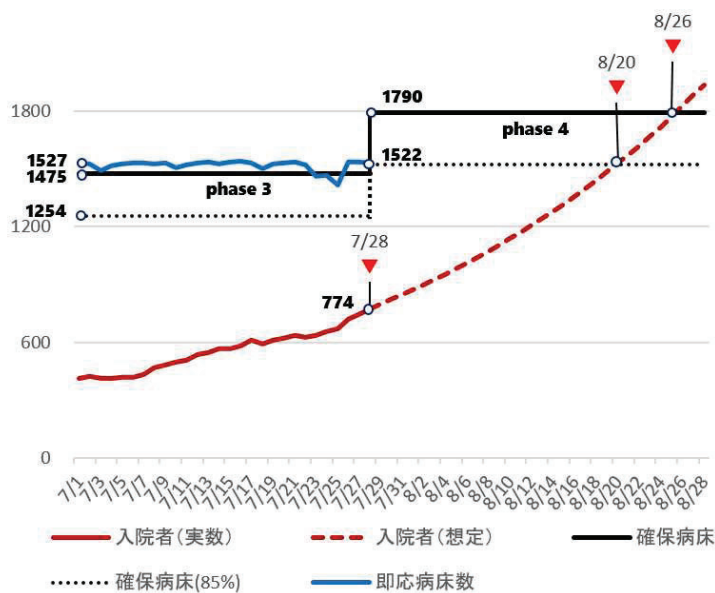
新規陽性患者 週平均のシミュレーション



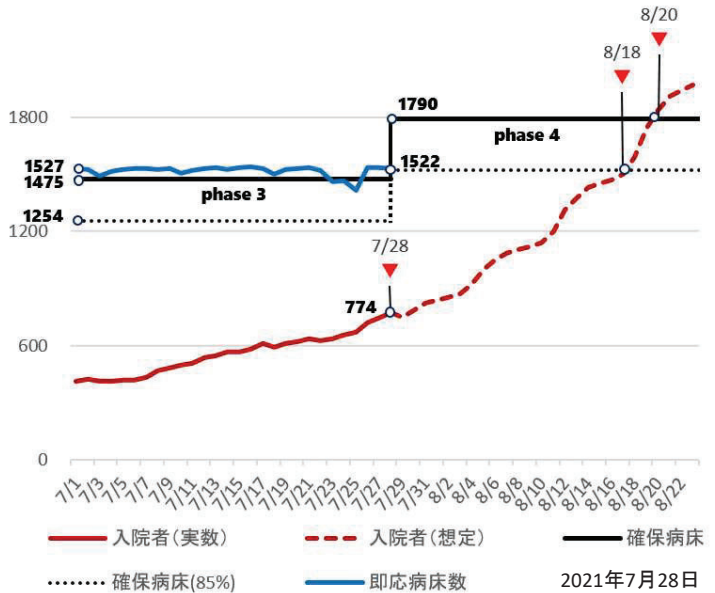


第5波シミュレーション（入院患者数と確保病床数）

■ 前日比1.03倍で入院患者が増加し続けた場合のシミュレーション
(7/22~7/28の前日比の平均：約1.03倍)



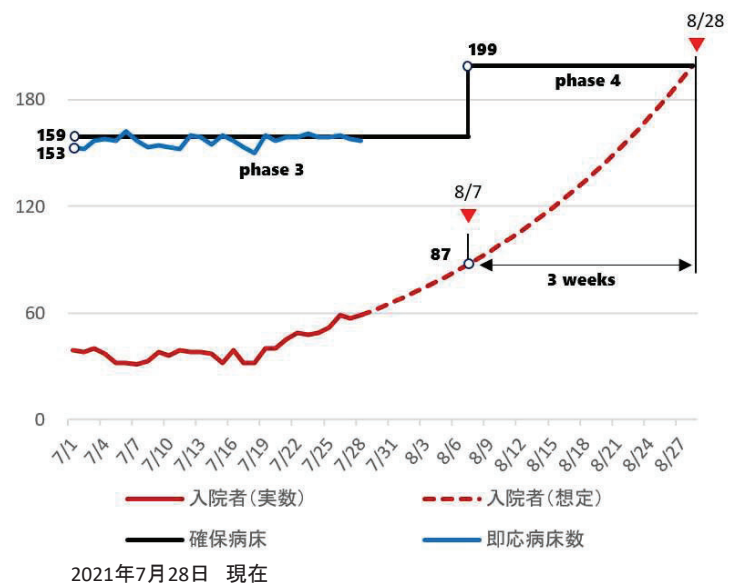
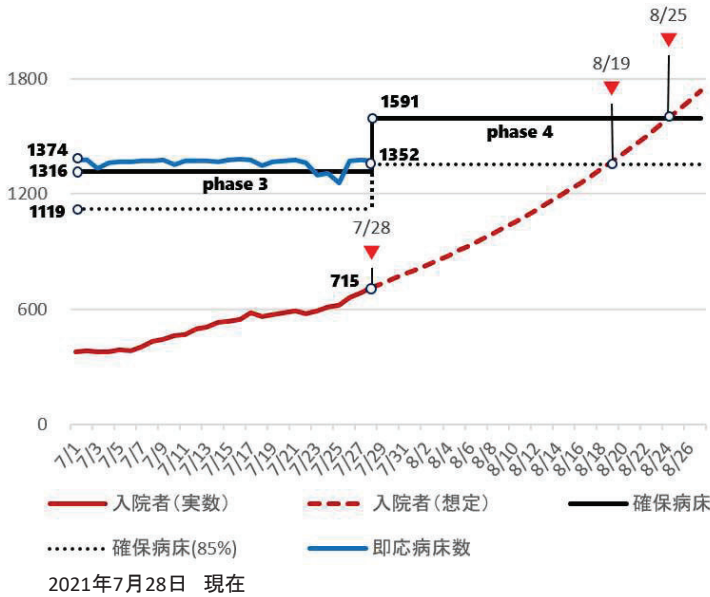
■ 新規陽性者が前週比1.4倍で増加し続けた場合の入院患者のシミュレーション



第5波シミュレーション（入院患者数と確保病床数）②

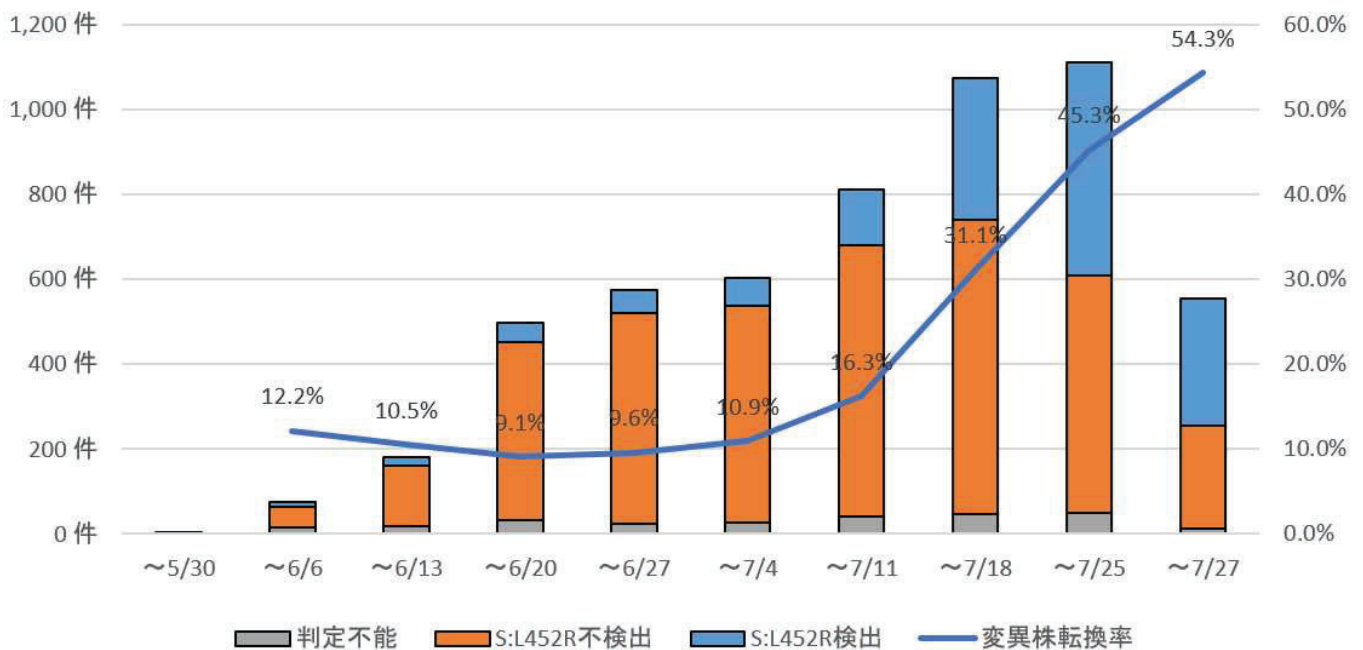
■ 前日比1.03倍で入院患者(中等症軽症)が増加し続けた場合のシミュレーション
 (7/22~7/28の前日比の平均：約1.03倍)

■ 前日比1.04倍で入院患者(重症)が増加し続けた場合のシミュレーション
 (7/22~7/28の前日比の平均：約1.04倍)

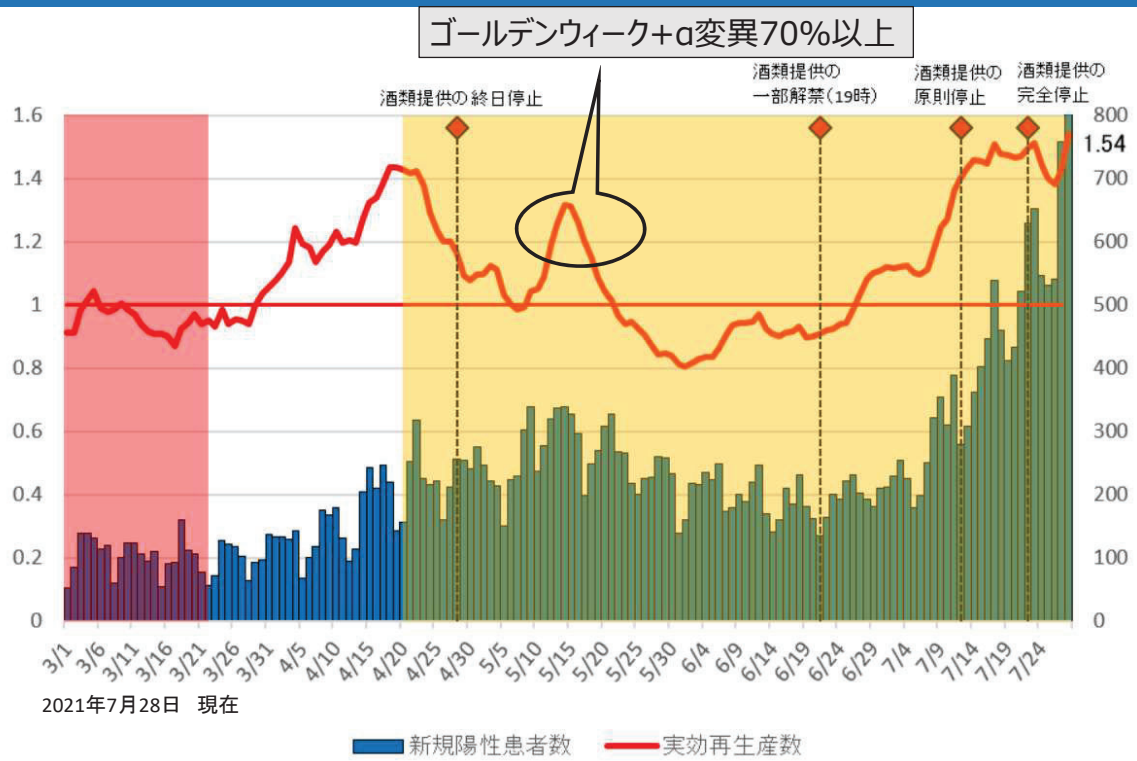


L452R変異モニタリング検査件数及び転換率（※速報値）

S:L452R変異ウイルスモニタリング検査件数及び転換率（※速報値）



実効再生産数と新規発生患者数



緊急事態宣言発出に係る 県の対応について

令和3年7月30日

Kanagawa Prefectural Government

措置開始からの居住市町村別県内新規感染者の発生状況

※下記表は、4月21日から、1週間ごとの10万人あたりの新規感染者数を、市町村別に記載しております。
 ※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

25人以上(ステージⅣ)	紫
15人~25人(ステージⅢ)	赤
10人~15人(ステージⅡ)	黄

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6	7.7~7.13	7.14~7.20	7.21~7.27	
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26	22.22	31.75	36.67	横浜市
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.33	18.51	30.07	44.82	63.98	川崎市
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66	30.84	24.62	37.76	相模原市
横浜賀市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17	21.01	19.73	29.72	横浜賀市
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39	13.05	23.81	41.67	藤沢市
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13	10.32	18.98	35.07	茅ヶ崎市
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30	16.48	4.12	12.36	寒川町
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31	18.63	23.29	25.23	平塚市
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63	7.26	7.26	21.79	二宮町
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00	12.85	9.64	19.28	大磯町
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09	9.74	19.48	29.82	秦野市
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69	17.63	11.75	19.69	伊勢原市
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52	28.91	41.06	63.03	鎌倉市
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53	12.28	19.30	29.83	逗子市
葉山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51	3.17	6.34	19.02	葉山町
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18	11.96	4.78	19.14	三浦市
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.76	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22	24.33	23.28	26.45	小田原市
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00	18.31	0.00	0.00	箱根町
湯河原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00	8.52	29.81	34.07	湯河原町
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87	59.49	14.87	14.87	真鶴町
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97	7.27	19.39	26.66	南足柄市
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	73.45	20.99	山北町
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.67	10.79	10.79	0.00	0.00	0.00	43.14	0.00	中井町
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00	5.86	11.72	82.05	大井町
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	9.36	0.00	0.00	0.00	18.72	28.08	0.00	松田町
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47	0.00	5.49	38.45	開成町
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43	16.98	17.87	29.94	厚木市
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54	24.34	28.03	25.82	海老名市
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36	18.36	22.18	22.18	座間市
愛川町	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36	18.36	22.18	22.18	愛川町
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	98.52	清川村
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04	13.80	33.45	48.09	大和市
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75	4.75	22.55	48.66	綾瀬市

緊急事態宣言措置の考え方

- 本県は、神奈川県版緊急事態宣言を発出し、東京都の緊急事態措置と同等の措置を講じてきた。
- そうした中、感染者が激増し、医療崩壊目前の状況になっている。
- この状況を乗り越えるため、本県を含む3県への緊急事態宣言を機に、より強いメッセージを発信し、徹底的に人流の抑制を図り、感染拡大を抑える必要がある。

特措法に基づく緊急事態宣言発出

県内全域を対象

酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）
特措法第45条第1項、第2項に基づく、人流抑制の徹底

宣言期間は、8月2日から8月31日までとする。

2

県民への要請

特措法第45条第1項等に基づく要請

- 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請
 - ※生活に必要な場合の例
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
- ・ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請
- 路上での飲酒（いわゆる路上飲み）やホームパーティー等をしない
- 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面：飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

3

事業者への要請(飲食店等)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、**カラオケ店には、休業を要請(法第45条第2項)**
(現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、**営業時間の短縮**
(5時から20時まで)を要請(法第45条第2項)

○まん延防止等の措置(法第45条第2項)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- ・飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置

○必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・要請に応じない事業者への命令(法第45条第3項)
- ・要請・命令時の公表(法第45条第5項)
- ・命令のための立入検査等(法第72条)
- ・命令違反等に対する過料(法第79条、80条)

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

Kanagawa Prefectural Government

4

大規模集客施設への要請

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く

Kanagawa Prefectural Government

5

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

○ 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請(法第45条第2項)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保

- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

事業者への要請(イベントの制限)

措置内容

○収容人数等の要請(法24条第9項)

施設の収容定員

人数上限 5000人
かつ
収容率要件 50%以内

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

8

強化する取組

○病床確保フェーズの引き上げ

特に入院者数が増えている中等症・軽症の病床を、フェーズ3(1,316床)からフェーズ4(1,591床)に引き上げ ※重症病床(159床)

○宿泊療養施設のさらなる確保

複数ホテルで900室以上の確保に向けて調整中(8月中)

○抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策

県独自に、県民への配布を行うとともに、国と連携し、学校等を通じてさらに配布対象の拡充を検討

Kanagawa Prefectural Government

9

措置の強化及び実効性を確保する取組

○20時以降の飲食店に対する見回り、働きかけの強化

職員による見回りに加え、委託事業者も活用した対応

○特措法の厳正な運用

要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用など

○協力金の迅速支給及び早期給付の周知広報による活用促進

先行交付の実施など

○県立学校の部活動に関する対策の強化

練習試合の原則禁止、活動場所を校内として自校生徒のみとするなど

※大会等の14日前以降、校長が認める練習試合は可能

○県民利用施設の対応強化

原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。

Kanagawa Prefectural Government

我々が見るべきポイント ～何が起きているのか、何が問題なのか、 問題をどう捉えるか～

医療危機対策本部室
2021.7.30

課題① コロナ医療逼迫状況を何で見る



これまで

- 主たる感染者は**高齢者**
- 高齢者は**重症化しやすい**傾向

↓

重症病床利用率が重要なパラメータ

現在

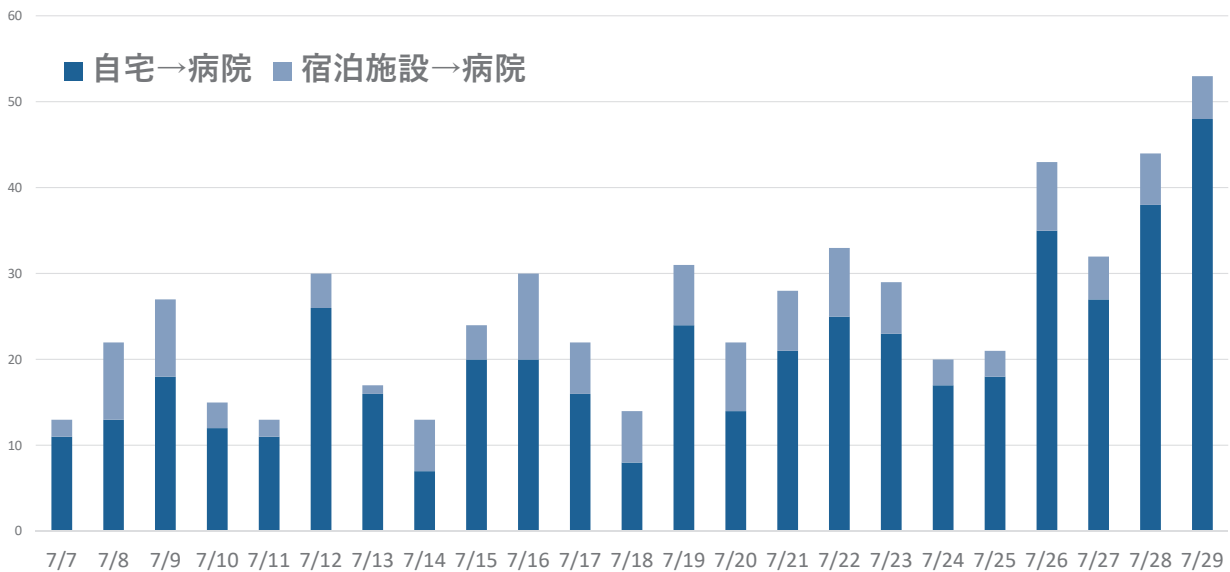
- 主たる感染者は**若年層**
- 若年層は**重症化しにくい**傾向

↓

**重症病床利用率は医療逼迫を示す
パラメータになっていない**

- 「いまは重症病床が逼迫していないから問題ない」は正確な捉え方ではない
- 「中等症の増加なら大丈夫」は危険

課題② コロナ自宅・宿泊療養患者を医療機関へ搬送調整する件数

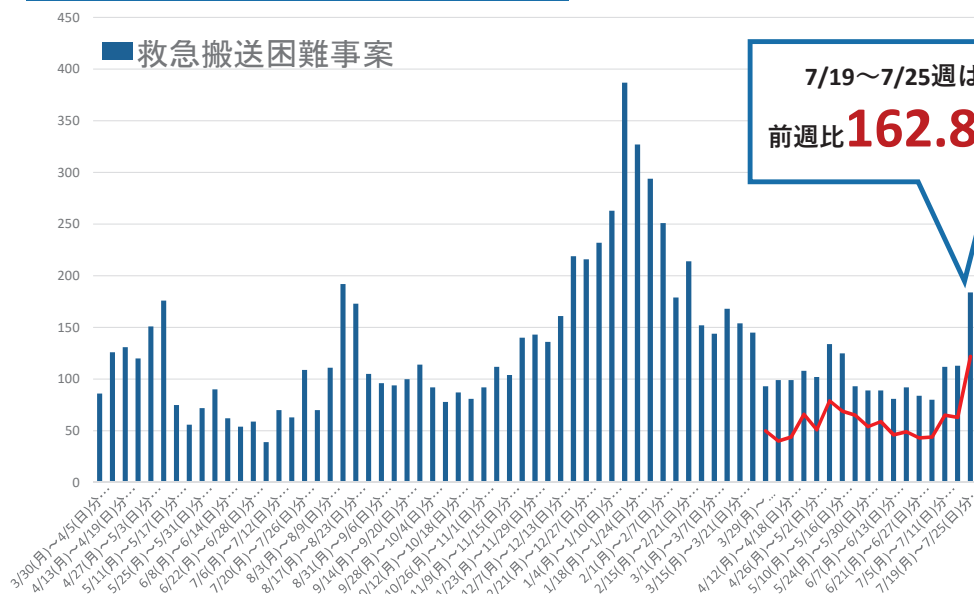


課題③ 消防救急搬送の逼迫度

医療機関への受入れ照会回数4回以上

かつ

現場滞在時間30分以上



総務省消防庁公開データ
(三政令市分)



ステップ
1

中等症病床の逼迫

- 若年層はいきなり重症化する傾向は低く、中等症病床から埋まっていく
- 次第に病床が逼迫し、治療開始が遅れ症状が悪化する事例が増える



ステップ
2

時間差で重症病床の逼迫

- 中等症で運び込まれた若年・中年層の一定割合が重症化し、ICU等に搬送される
- 中等症病床のひっ迫と時間差を置いて重症病床が逼迫する



ステップ
3

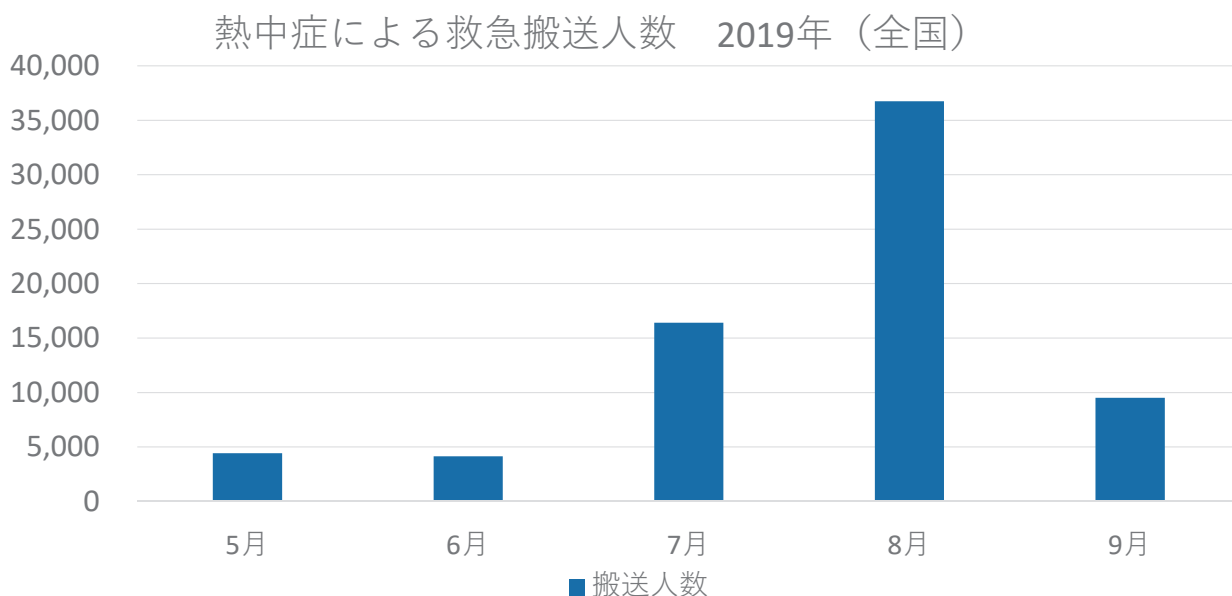
救急医療体制の破綻

- 中等症病床のひっ迫により、中等症の悪化に対応できず、救急搬送が急増する
- 夏季に疾患増（熱中症等）による搬送と重なることで、救急医療が逼迫する

→救急医療がパンクすることで、多くの患者が行き場を失う

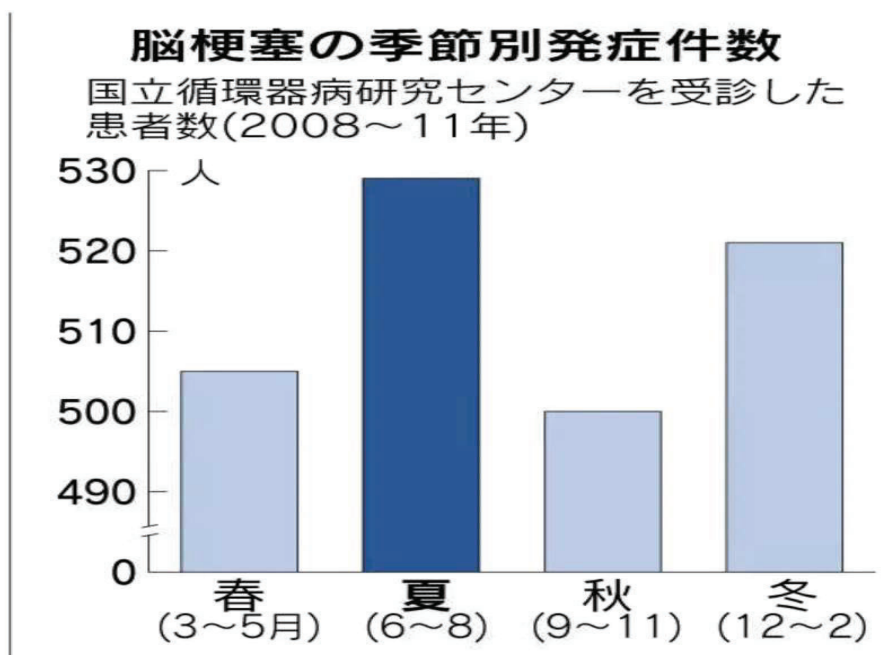
4

熱中症による救急搬送件数（全国）

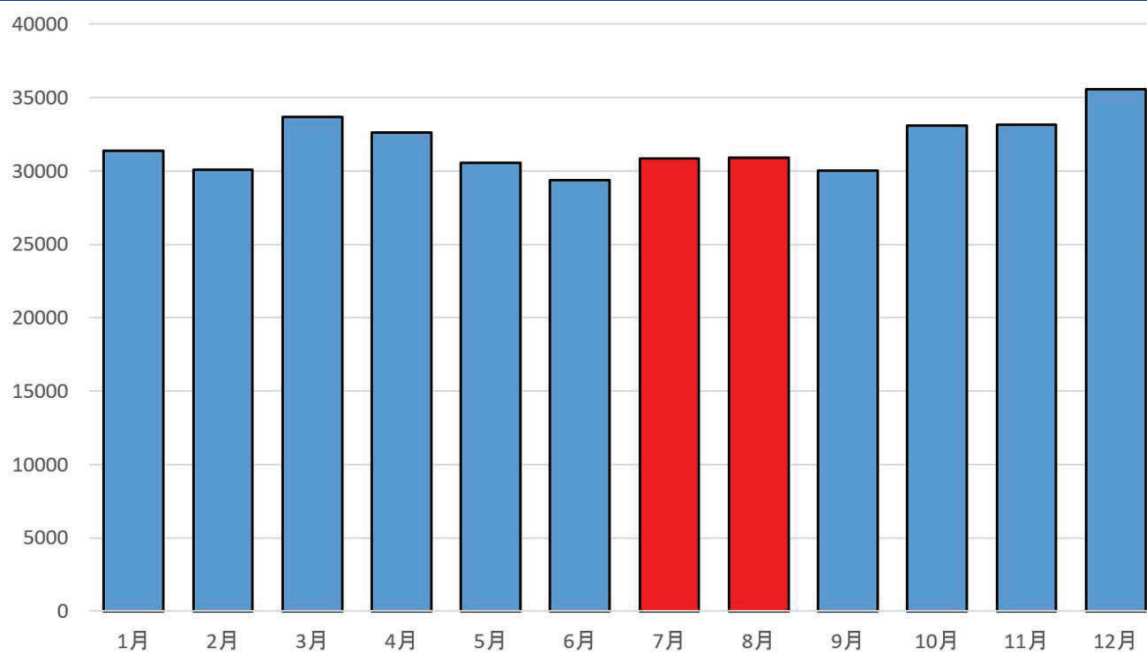


出展：2019年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況の概要（総務省消防庁）

5

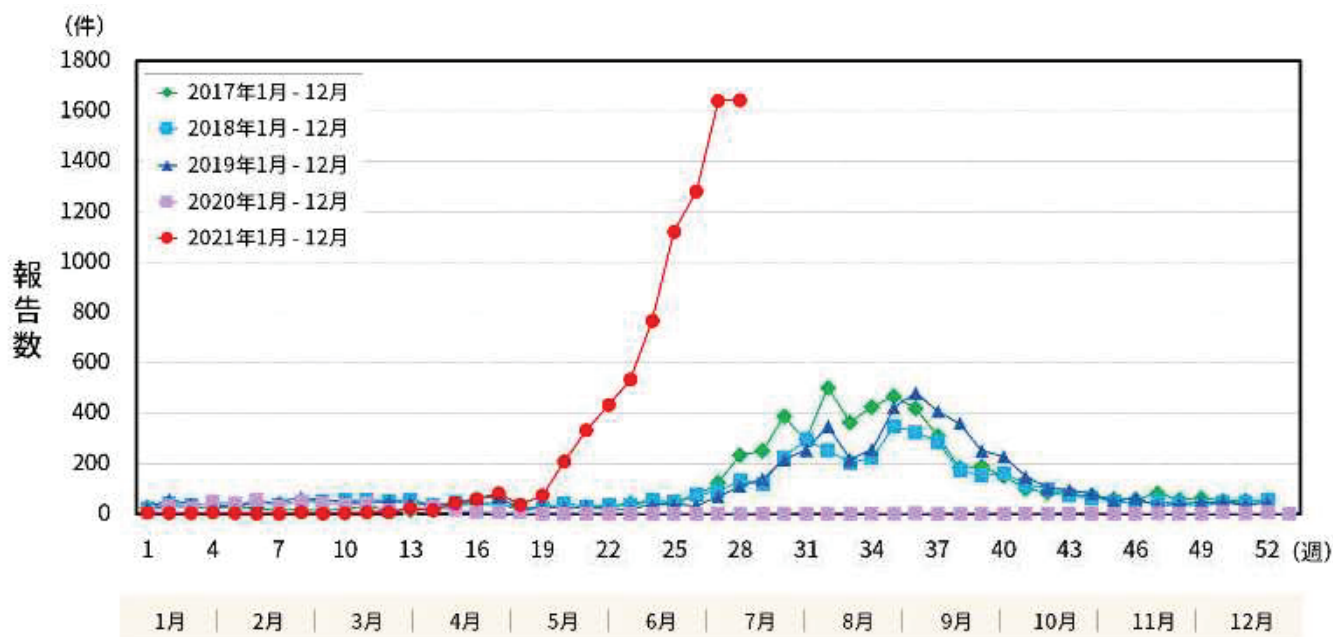


全国における令和元年月別の交通事故発生件数



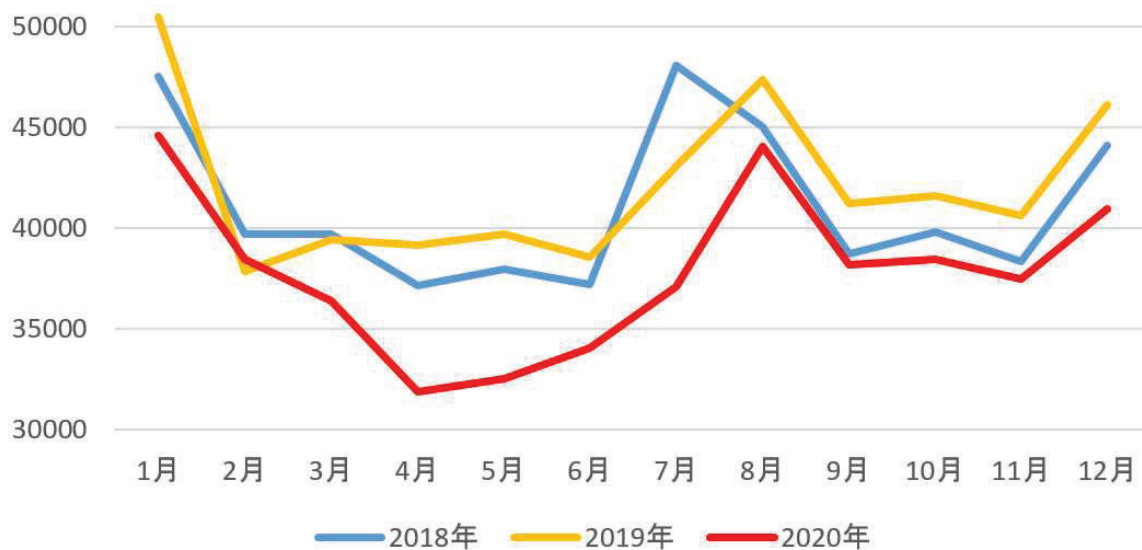
※警察庁「交通事故統計」から参照

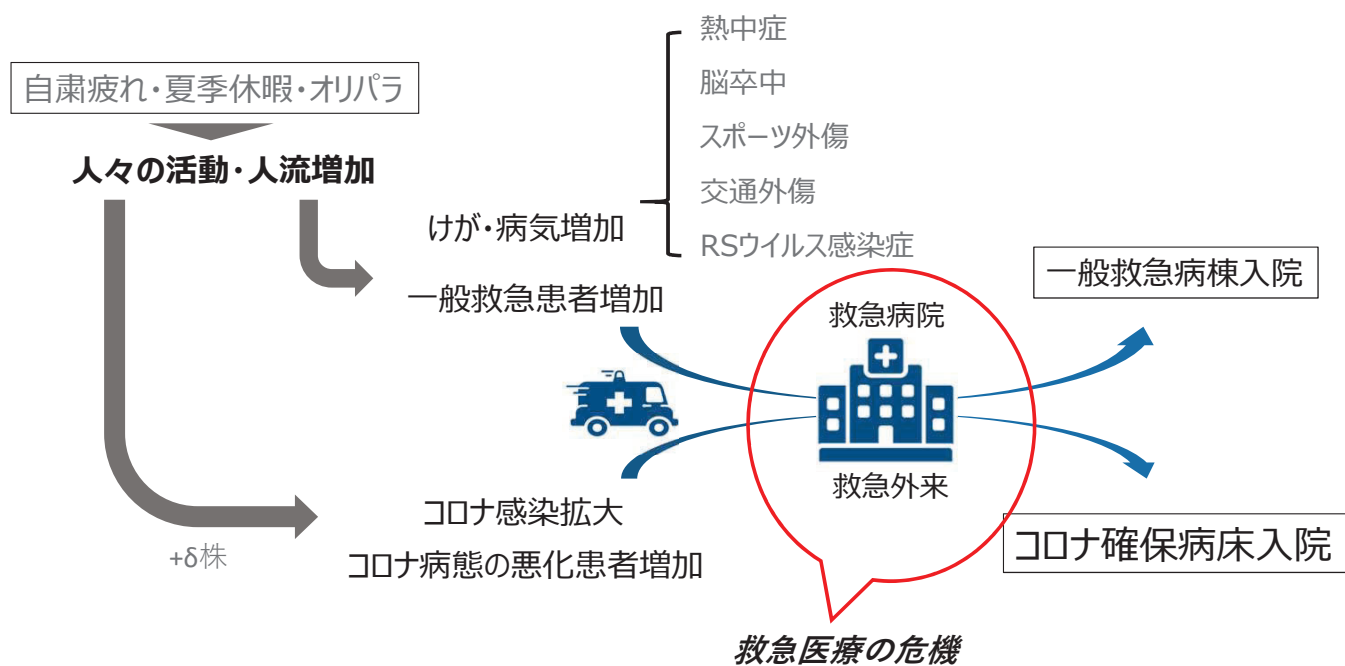
RSウイルスの発生件数 過去5年（神奈川県）



救急件数

月別救急件数(神奈川県)





2 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況等について

(1) 県内市町村別の高齢者向けワクチン接種状況

(令和3年7月29日時点)

市町村	高齢者人口 (人)	高齢者接種件数			高齢者人口あたり接種割合	
		合計	1回目	2回目	1回目	2回目
横浜市	918,525	1,498,909	790,629	708,280	86.08%	77.11%
川崎市	300,932	483,209	255,671	227,538	84.96%	75.61%
相模原市	184,180	304,141	159,504	144,637	86.60%	78.53%
横須賀市	126,285	204,684	110,306	94,378	87.35%	74.73%
平塚市	71,870	108,756	59,448	49,308	82.72%	68.61%
鎌倉市	54,049	89,297	45,667	43,630	84.49%	80.72%
藤沢市	106,376	147,367	83,566	63,801	78.56%	59.98%
小田原市	56,775	83,321	46,115	37,206	81.22%	65.53%
茅ヶ崎市	64,229	93,291	49,647	43,644	77.30%	67.95%
逗子市	18,675	29,828	15,949	13,879	85.40%	74.32%
三浦市	16,812	22,582	13,523	9,059	80.44%	53.88%
秦野市	48,006	77,071	41,264	35,807	85.96%	74.59%
厚木市	57,126	90,806	50,411	40,395	88.25%	70.71%
大和市	56,827	90,852	48,393	42,459	85.16%	74.72%
伊勢原市	26,238	41,448	22,465	18,983	85.62%	72.35%
海老名市	33,036	57,541	30,211	27,330	91.45%	82.73%
座間市	33,485	48,362	27,980	20,382	83.56%	60.87%
南足柄市	13,589	20,269	11,550	8,719	85.00%	64.16%
綾瀬市	23,093	39,328	20,355	18,973	88.14%	82.16%
葉山町	10,288	16,455	8,728	7,727	84.84%	75.11%
寒川町	13,186	20,201	11,160	9,041	84.64%	68.57%
大磯町	11,049	15,761	8,831	6,930	79.93%	62.72%
二宮町	9,794	14,730	8,095	6,635	82.65%	67.75%
中井町	3,193	5,067	2,783	2,284	87.16%	71.53%
大井町	4,842	7,798	4,208	3,590	86.91%	74.14%
松田町	3,697	6,319	3,244	3,075	87.75%	83.18%
山北町	3,993	6,919	3,600	3,319	90.16%	83.12%
開成町	4,443	7,707	4,018	3,689	90.43%	83.03%
箱根町	4,237	7,129	3,654	3,475	86.24%	82.02%
真鶴町	3,026	5,336	2,702	2,634	89.29%	87.05%
湯河原町	10,093	13,545	7,074	6,471	70.09%	64.11%
愛川町	11,938	21,436	10,925	10,511	91.51%	88.05%
清川村	1,012	1,910	962	948	95.06%	93.68%
県全体	2,304,899	3,681,375	1,962,638	1,718,737	85.15%	74.57%

(2) 全国都道府県別の高齢者向けワクチン接種状況

(令和3年7月29日時点)

1回目接種率 本県**85.15%** 第**34**位/47都道府県 ※全国平均85.71%

岐阜県	91.36%	奈良県	86.53%
滋賀県	90.90%	福岡県	86.48%
山形県	90.61%	宮崎県	86.28%
佐賀県	90.13%	埼玉県	85.90%
新潟県	89.09%	山口県	85.89%
石川県	89.08%	広島県	85.74%
宮城県	88.84%	岩手県	85.67%
福井県	88.57%	千葉県	85.38%
愛知県	88.43%	静岡県	85.36%
長野県	88.31%	愛媛県	85.31%
熊本県	88.28%	神奈川県	85.15%
岡山県	88.23%	長崎県	85.11%
群馬県	88.19%	青森県	84.88%
大分県	87.53%	兵庫県	84.82%
徳島県	87.48%	島根県	84.78%
鳥取県	87.28%	栃木県	84.63%
富山県	87.05%	茨城県	84.40%
和歌山県	86.98%	高知県	84.35%
三重県	86.95%	香川県	83.99%
山梨県	86.90%	北海道	83.47%
福島県	86.86%	東京都	83.42%
鹿児島県	86.69%	京都府	83.30%
秋田県	86.67%	沖縄県	81.55%
		大阪府	81.12%

2回目接種率 本県**74.57%** 第**23**位/47都道府県 ※全国平均73.10%

岐阜県	84.91%	大分県	74.42%
佐賀県	83.56%	福島県	74.34%
滋賀県	81.41%	三重県	74.33%
石川県	80.91%	兵庫県	74.30%
和歌山県	80.48%	広島県	74.21%
山形県	79.99%	愛媛県	74.15%
山口県	79.57%	京都府	74.13%
山梨県	77.89%	鹿児島県	73.96%
愛知県	77.64%	秋田県	73.74%
岡山県	77.55%	香川県	72.20%
群馬県	77.43%	富山県	72.07%
徳島県	77.29%	長崎県	72.07%
奈良県	77.24%	東京都	71.94%
熊本県	76.69%	千葉県	70.43%
長野県	76.46%	埼玉県	69.92%
宮城県	76.45%	青森県	69.68%
鳥取県	76.32%	島根県	69.67%
新潟県	76.16%	沖縄県	68.76%
福井県	75.86%	静岡県	68.42%
福岡県	75.24%	大阪府	67.32%
高知県	74.92%	茨城県	67.10%
宮崎県	74.89%	岩手県	65.05%
神奈川県	74.57%	栃木県	64.99%
		北海道	64.96%

出典：NHKホームページ「コロナワクチン 高齢者の接種割合 都道府県別一覧」

(3) 第12クール（8/16・8/23週発送）ファイザー社ワクチンの市町村への配分

ア 国から神奈川県への配分

700箱（8月16日の週及び8月23日の週に国から配分される箱数の合計）

※1箱のワクチン数量は195バイアル、6回接種換算で1,170回接種分

イ 市町村への配分の考え方

- ① 各市町村内で他市町村の住民を接種することにより、供給されたワクチンが目減りする（住所地外接種）ため、その補填（18箱）
- ② 残余分（123箱）は、国の考えを踏まえ、第12クールの終了時点（8月30日）で、2週間程度のワクチンの在庫が確保できるよう、配分

ウ 配分内訳

市町村名	内訳
横浜市	226箱
川崎市	96箱
相模原市	96箱
横須賀市	48箱
平塚市	34箱
鎌倉市	10箱
藤沢市	33箱
小田原市	15箱
茅ヶ崎市	14箱
逗子市	7箱
三浦市	3箱
秦野市	18箱
厚木市	13箱
大和市	26箱
伊勢原市	7箱
海老名市	10箱
座間市	8箱
南足柄市	3箱

綾瀬市	5箱
葉山町	3箱
寒川町	4箱
大磯町	2箱
二宮町	2箱
中井町	1箱
大井町	4箱
松田町	1箱
山北町	1箱
開成町	2箱
箱根町	1箱
真鶴町	1箱
湯河原町	2箱
愛川町	4箱
清川村	0箱
計	700箱